

長崎県立平戸高等学校

いじめ防止基本方針（令和5年4月改定）

1 本校の基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、子どもにとって心に大きな痛みをともなう、絶対に許されない卑劣な行為である。精神的及び肉体的な危害を加えられることにより、人間関係を崩壊させられ、学校生活に支障をきたす。その結果、長期にわたり生活環境が大きく変化し、子どもの健全な成長を大きく妨げることとなる。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本校の全ての生徒が不安のない学校生活を送り、目標に向けて充実した活動ができるように、様々な方法によりいじめの未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが確認された場合には、教職員・生徒・保護者及び関係機関との連携を密にし、適切な指導を速やかに行うこととする。

2 いじめ防止等対策の組織

学校は、該当学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、該当学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構築されるいじめの防止等の対策のため組織を置くものとする。

（いじめ防止対策推進法 第22条）

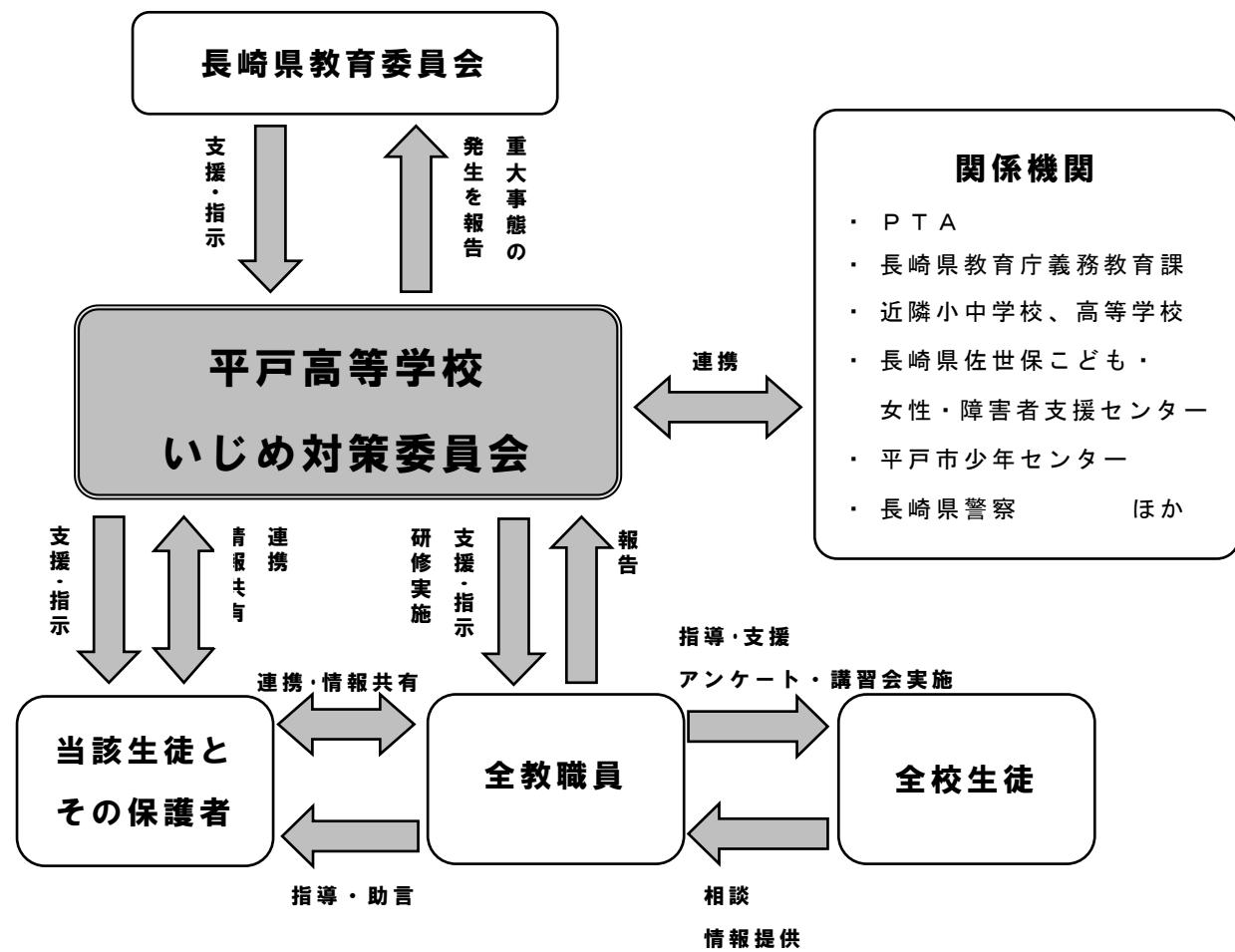
（1）校内組織「いじめ対策委員会」

- ・ 主管
生徒支援部
- ・ 校内構成員
校長、教頭、生徒支援部主任、生徒指導主事、教務主任、カウンセラー、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、（当該学級担任、当該部活動顧問）
- ・ 外部構成員
学校評議員、保護者、外部専門家（S C ・ S S W）

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② 年間指導計画の作成
- ③ アンケートの作成・実施及び結果報告
- ④ 教職員の資質向上を目的とした研修会の企画・実施
- ⑤ いじめの未然防止・早期発見
- ⑥ いじめへの対応
- ⑦ いじめに関する情報の収集と記録、共有
- ⑧ 取組の検証
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針、年間指導計画の見直し

(3) 組織図



3 関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係を伝え、家庭での様子を伺う等の情報を共有し、今後の支援体制や保護者に対する助言等を行う。また、いじめた生徒の保護者に対しても、情報共有を行うとともに、連携して解決に努める。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等、いじめが重大な事態と判断された場合には、校長が教育委員会に報告を行い、その指示に従って必要な対応を行う。

4 いじめの防止

- (1) いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気をつくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校経営を行う。
- (2) 福祉体験やボランティア活動、インターンシップ等を通じて、全ての人を敬い、尊び、愛することのできる心を育む交流活動の充実を図る。
- (3) 全校生徒を対象とした人権教育の充実により、人権に対する意識を高める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、教科「情報」や外部講師を招いた講習会による情報モラル教育の充実を図る。
- (5) 歓迎遠足や文化祭等の行事やワンストップ挨拶の定着など、生徒が自主的・自立的に行う生徒会活動を通じて、全体と個人の在り方・生き方を学び、協力・協調し合う態度を養う。
- (6) 校内研修会の実施や校外での研修会に参加することにより、教職員の資質向上を図る。
- (7) 「協同的な学び」の実践を通して、聞き合い・学び合いによる生徒同士の互恵的で柔らかな関係を作る。
- (8) 本校Webページや平高新聞等による広報活動により、保護者や地域住民に対して、いじめ防止についての啓発を行う。

5 いじめの早期発見

- (1) 全ての教職員が日常的な生徒の観察を丁寧に行い、生徒の些細な変化に気付く感覚を身に付ける。表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。
- (2) 日常的な声掛け等、生徒と教職員の信頼関係を構築し、生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを行う。
- (3) 生徒や保護者からの相談窓口となる教職員を周知し、相談しやすい環境を整える。
- (4) いじめ調査アンケートを生徒に対して定期的に実施し、いじめの早期発見に努める。
- (5) 生徒や保護者との定期的な面談によって、家庭及び学校生活の様子や人間関係などの情報を収集し、いじめの早期発見に努める。
- (6) 地域との連携を密にし、報告や通報などにいじめの傾向が見受けられた場合は、適切に対処する。

6 いじめに対する措置 いじめ防止対策推進法 第23条～26条

- ・いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ（事実関係確認義務）、その結果を学校設置者に報告する義務（報告義務）
- ・いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門家と協力して被害者らを支援する義務（支援義務）
- ・被害者が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる義務（安全確保義務）
- ・いじめに関する情報を被害者・加害者双方の保護者と共有する義務（情報共有義務）
- ・いじめを行っている児童等に懲戒を加える義務（懲戒義務）

- (1) いじめに関する相談を受けた場合は、事実関係を確認する。その際、「いじめ対策委員会」が当該及び関係生徒から情報収集するだけでなく、必ず全教職員にも文書による個別の情報提供を行わせる。「いじめ対策委員会」では事実確認を行い、当該生徒に対する指導・支援体制の方針を検討し、対応の組織化を図る。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、いじめの事実確認から問題解消まで、責任を持って対応する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを速やかにやめさせるとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援と、いじめた生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。また、職員会議等において現状を報告し、教職員間における情報共有を行う。
- (4) 保護者に対しては、いじめに関する確実な情報を迅速に伝え、情報を共有する。なお保護者への連絡については、家庭訪問等を行うなど直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめに対する心理的同調者（観衆）や、見て見ぬふりをしていた傍観者に対しては、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりができるよう適切な指導を行い、いじめを起こさない雰囲気をつくることに努める。
- (6) 全校生徒に対しては、全校集会等を実施して現状の報告を行い、いじめは絶対に許されない卑劣な行為であること、いじめを絶対に許さない強い決意を持つこと、誰もが不安のない学校生活を送ることができるように努力すること、などについて訴える。その際、当該生徒への影響を考慮して、事前に「いじめ対策委員会」で報告する内容を検討する。
- (7) いじめが解消したと見られる場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、継続して十分な注意を払う。なお、いじめが解消している状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- (8) インターネットでの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。学校単独で対応することが困難な場合は、教育委員会に相談をし、対応を検討する。

7 いじめの重大事態に対する措置

(1)重大事態の発生と調査

ア. 調査をする重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な損害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ. 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
県立学校 → 教育委員会 → こども未来課 → 知事

ウ. 調査を行う組織

- 「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」で調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

エ. 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2)重大事態の調査結果の報告及び提供

ア. 調査結果は、速やかに報告を行う。

県立学校 → 教育委員会 → こども未来課 → 知事

イ. いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

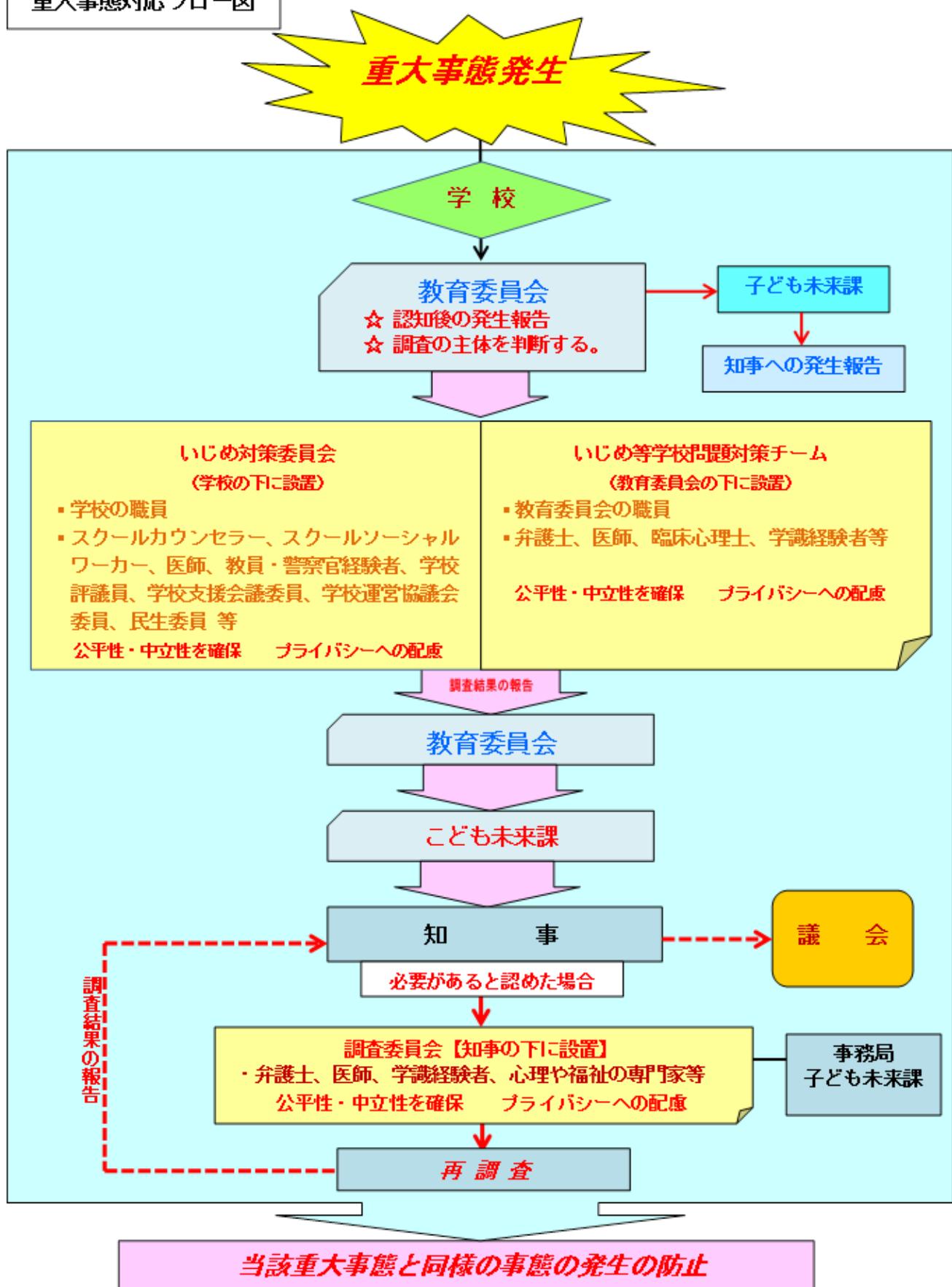
- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会に情報の提供の内容・方法・時期などについて適切な指導を受ける。

重大事態対応フロー図

「長崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月）」より抜粋



7 年間活動予定

学期	月	月別活動予定	年間活動予定
1	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談部アンケート ・ 学級面談 ・ 相談部面談（対象生徒） ・ 相談窓口の紹介 ・ 教職員間の情報共有 ・ 歓迎遠足、根獅子小学校との交流活動 ・ P T Aによる挨拶運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的生活習慣の確立 ・ 「協同的な学び」の実践 ・ 日々の観察、声掛け ・ 「いじめ対策委員会」の定期開催（5月・10月・2月）
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級懇談会（P T A総会） 	
	6		
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ（2年） ・ 福祉体験（3年） ・ クラスマッチでの集団づくり ・ 長崎っ子の心を見つめる教育週間 ・ 四者面談（1・3年生） ・ 人権・同和教育研究部会総会への参加 ・ いじめ防止アンケート【1】 「学校生活をふりかえろう」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣依頼 ・ 平新新聞及び Web ページによる啓発活動 ・ 挨拶の推進（生徒会） ・ バス乗車指導 ・ 教科「情報」による情報モラル教育（1年）
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果報告 	
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級面談 ・ 相談部面談（対象生徒） 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭準備及び実施 ・ 文化祭「慈眼祭」準備及び実施 ・ 平戸地区人権教育研修会への参加 ・ いじめ防止アンケート【2】 「学校生活をふりかえろう」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマホ会議の実施（生徒会） ・ 外部講師による講習会（DV防止講話）
2	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育 ・ 人権・同和教育研究部会研究大会への参加 ・ 職員研修会 ・ 四者面談（2年） 	
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉体験（3年） ・ クラスマッチでの集団づくり 	
	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人権教育研修会への参加 ・ いじめ防止アンケート【3】 「学校生活をふりかえろう」 ・ アンケート結果報告 ・ 学校評価アンケートの実施 	
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合学科発表会準備及び実施 	
3	3		